

会 議 録

会議の名称	玉村町自治基本条例（仮称）に関する審議会 第4回会議
開催日時	平成18年 4月26日（水） 午後 1時30分から 午後 2時30分まで
開催場所	玉村町役場 3階 大会議室
出席者	審議会委員 15名 審議会幹事 6名 事務局 4名 以上25名
会議の議題	1. 議題 1) 前回説明した条文の質疑について 2) 各条文説明と質疑応答について 第7章～第13章 その他 1) 第3回会議録の公開について
会議経過	別添のとおり
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録
会議資料	別添のとおり

会 議 経 過

1. 開会

・事務局

皆さん、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから、玉村町自治基本条例に関する審議会 第4回会議を始めさせていただきます。

なお、私は4月1日に総務課に配属になりました小林と申します。

それでは、最初に会長からご挨拶をいただきます。

・会長

皆さん、こんにちは。本日は4回目ということで、第7章から13章、これで全体の説明が終わる段階だと思っておりますが、前回、前々回までの会議の中で様々ご指摘等いただいていることを踏まえながら、内容を煮詰め、9月の議会に上程する予定ということで、本日も活発なご意見頂きたいと思っております。それでは、本日もよろしくお願いたします。

(議題に入る前に、事務局より自己紹介ならびに機構改革に伴い、担当が企画調整課から総務課政策推進室になったことの報告を行う)

2. 議題

1) 前回会議で説明した条文の質疑について

・会長

それでは、議題に入らせて頂きます。

「前回会議で説明した条文の質疑について」ということですが、前回会議で幹事より説明を受けた条文につきまして、ご意見等ございましたら事前に書面にてご報告頂くことになっていた訳ですが、書面では報告がなかったとのこと。事前に報告はしなかったけれど意見がおありの方がいらっしゃいましたらご発言願いたいと思っております。

・事務局

さきほど〇〇幹事よりご指摘をいただいたのですが、送付しました第3回議事録の3ページ中「情報管理」を「業務管理」に、「ワン・ドゥー、チェック・アンド・アクシヨ

ン」を「プラン・ドゥー、チェック・アンド・アクシヨ

・会長

では、そのようにご訂正お願いいたします。

そのほかにご意見がありましたらご発言をお願いします。

ないようですので、次の議題に進めさせていただきます。

2) 各条文説明と質疑について

・会長

次の、「各条文説明と質疑応答について」。第7章から第13章までの説明をお願いします。

・幹事

それでは、私の方から第7章「情報」から13章「この条例の見直し」までの説明をさせていただきます。

第7章「情報」情報共有の推進ですが（第18条朗読）、町が保有するまちづくりに関する情報を町民と共有することにより、様々な町民参加が活発に行われて、まちづくりの政策形成、あるいは決定に有効な影響を及ぼすことによって、町民との協働によるまちづくりをしようとすることを定めています。

次に第2項、第3項（第2項、第3項朗読）ですが、現在、平成13年4月に施行した町の情報公開制度に基づき、町が保有する情報を公開しておりますが、町民が公開を請求しない限り公開されないこと、公開の対象は行政情報そのものであり、必ずしも町民等にとって分かりやすい情報ではないこと、さらに公開請求者にしか公開されないことなどの限界もあります。そこで、まちづくりに関する情報は分かりやすく公開し、また、文書等を作成するにあたっては分かりやすい表現となるよう努めることを定めています。

次に第4項（第4項朗読）、町政は町民の信託に基づくものであり、町政を進めていく過程で作成され、又は取得された情報は、主権者である町民に明らかにしていかなければならないのは当然のことであるという観点から、政策形成過程や意思形成過程における情報の積極的な公開が求められるものです。

町民にまちづくりに関する意思形成過程情報を公開することで、町民と町の壁がなくなり情報の流れを良くすることにより相互のつながりを強め、相互理解を深めようとするものです。

次に第5項（第5項朗読）、広報やインターネット等による情報提供だけでは、情報が十分提供できない、また、情報弱者といわれる方もいることから、地区懇談会等を開催し、情報共有に努めることを定めています。

次に第19条個人情報の保護ですが（第19条朗読）現在、町では、膨大な量の個人に関する情報が収集・蓄積・利用されていますが、情報通信技術の発達のため、利便性の反面、その取り扱いに適正を欠いた場合には、個人の権利・利益を侵害する危険性も増大してきています。このため、個人情報の収集・利用・提供・管理について適正な取り扱いのルールをつくっていかうというもので、現在、平成15年に玉村町個人情報保護公開条例、平成16年に玉村町セキュリティーポリシーを策定しているという状況です。

次に、第8章 まちづくりの計画策定。これは総合計画等の策定です。（第20条朗読）

総合計画は、町政運営の基本となる指針を示した最上位の計画ですが、自治基本条例草案の第3章 まちづくりの基本原則の、第5条 情報共有の原則、第6条 協働の原則、第7条 まちづくりは人づくりの原則、第8条 人権尊重及び男女共同参画の原則、これらの原則に基づいた総合計画、基本構想、基本計画、実施計画を策定していくというものです。

なお、現在の町の総合計画は、平成17年度から22年度までを基本構想としております。

基本計画は13年度から17年度を前期、18年度から22年度までを後期としております。

次に第2項（第2項朗読）、実施計画の計画期間は3年間ですが、この計画の期間内においても、社会情勢や財政事情の変化に対応するために、毎年度見直しを行っていくことを定めています。

第3項、（第3項朗読）、町政の各部門における様々な計画や具体的な施策は、この総合計画に基づいて策定することを定めています。

次に第9章財政ですが、これは財政運営の原則を定めたものです。第21条（第21条

朗読）予算は、計画性（将来都市像を目指す）と即応性（住民要望に即座に答える）という相反する二面性を持ち合わせており、これを考慮しながらも、常に総合計画に即して毎年度の予算（単年度主義）を編成することを定めています。

次に第22条（第22条朗読）予算の透明性を確保するために、住民に対して分かりやすい予算に関する情報提供を行うことを定めています。

第3項（第3項朗読）、現在、ホームページや広報誌により、財産の保有状況（バランスシート）や町財政を一般家庭に置き換えた広報などで、町民にわかりやすい財政状況の公表に努めているところですが、更に工夫を凝らしながら、引き続き、町民によりわかりやすい財政状況の資料を作成し、その情報を提供することを定めています。

（第4項朗読）予算の執行計画は、年度期間中、いつ予算を執行するというものですが、まちづくりに関する重点事業については、予定及び進行状況が明らかになるものを、町長が策定するということを定めています。

（第5項朗読）健全な財政運営であるためには、収支均衡の保持（歳入と歳出の均衡が保たれていること）と財政構造の弾力性の確保が必要です。次世代に過大な負担を残すことのないよう、財政状況の把握、分析を行い、将来にわたって健全な財政運営を行うよう、努力義務を定めたものです。

次に第22条 決算（朗読）、決算は単なる数字の計算表であり、また、地方自治法に基

づく事業の成果を説明する書類についてもその実績を明らかにすれば良く、具体的表示方法は町の判断に委ねられています。このため、議会はもとより、住民にも分かりやすく、評価がしやすいものを作成するよう義務づけています。

次に財産管理（第23条朗読 第1項・第2項・第3項朗読）、町が保有する財産につい

て、適正な管理、効率的な運用を図ろうとするものです。特に未利用財産については、積極的に賃貸や売り払いを行うというものです。

(第24条朗読) 地方自治法では毎年2回以上、財政状況の公表が義務づけられており、町では条例により、毎年5月1日及び11月1日に財産状況の公表を行っています。この際、単なる数字の公表に留まらず、町長の見解も添えて行うことを定めています。

次に第10章 評価 評価の実施(第25条朗読)、まちづくりに関して、その取組の成

果や妥当性を検証し、住民の要望に的確に対応する行政、効率的な行政となるよう、評価を実施することを定めています。具体的には、多くの自治体で取り入れられている行政評価制度を取り入れ、まちづくりの目標の達成度を評価していくというものです。

(第2項朗読) 評価にあたっては、役場内部の評価だけでなく、外部の評価をまじえた評価制度について実施していく必要があることを明記したものです。

結果の公開(第26条朗読)、評価の結果について、分かりやすい形で住民に公開し、情

報を共有し、今後のまちづくりに生かすことを定めたものです。

次に第11章 連携です。近隣自治体との連携(第27条朗読)、町民の生活圏の拡大と

共に、行政を取り巻く諸課題も広域化していることから、これらを広域で連携してまちづくりを進めることを定めています。具体的にはごみ処理(産業廃棄物)問題、消防、地域医療、環境問題(地球温暖化防止、地下水涵養、地下水汚染ほか)、交通問題、道路行政、経済活動、人的な交流、文化交流、農業、災害応援などが考えられます。

第12章 この条例の位置付け 最高規範性(第28条朗読)、町の条例、規則等の制定

改廃、解釈及び運用にあたっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、まちづくりにおける最高規範性を持つことを定めています。

最後になりますが、第13章 この条例の検討及び見直し(第29条第1項・第2項朗読)

今後の社会情勢や経済情勢の変化はさらにテンポを早めることも想定されます。そこで、4年を超えない期間ごとに、柔軟に的確に対応するために見直しを行い、いいものにしていこうということを定めています。他の自治体の自治基本条例においても4年毎に見直しを行うところが一番多いようです。

以上で条文の説明を終わります。

・会長

7章以降をみますと、町の方針、こんなところに注意していきますということについて定めているようです。ご質疑がございましたらお願いします。

・委員

第7章の情報共有の推進、第3項で、町は、文書等を作成するにあたり、分かりやす

い表現となるよう努めますとあります。これは基本原則でもっともなことだと思えます。

次に、第8章総合計画の第2項で、実施計画は、毎年度見直しを行うとありますが、これは誰が見直しをするのですか。

・ 幹事

現在、第4次総合計画は、10年間の計画期間があるわけですが、実施計画は3年の計画を初年度に策定し、翌年度に1年ずらして3年間の計画を策定する、毎年毎年ローリング方式ということで、3年間について毎年見直しを行っていきます。見直しについては町長が行います。

・ 会長

よろしいですか？そのほかにご質疑やご意見ございませんか？

・ 副会長

いま、災害ですとか、水害とかが心配されているわけですが、現在、情報というものが大変大事になっています。以前は有線放送などがあったわけですが、この条例には、緊急時の情報提供についてはふれていません。民間でFM放送が立ち上がりましたが、災害時にFM放送を利用することは検討していますか？

・ 会長

災害対策としての緊急連絡ということになるかと思いますが、消防との関係もあります。このことについて、町はどう考えていますか？

・ 幹事

町としては水害が一番心配される状況と思いますが、その場合、従来は広報車で住民にお知らせしていました。今後、委員さんが言われるとおり、FMを活用した情報伝達も重要な手段だと思いますので、災害時の緊急放送についての協定を結ぶための準備をしているところです。

・ 委員

消防についてはFMたまむらから案内がきておりますが、団員に対しての緊急連絡は携帯電話を利用して行われています。ただし、個人情報の保護がありますので、火災現場の詳しい情報を流しづらい状況です。

FMの利用について、緊急時の情報伝達としては大変いいものだと思いますが、聴取率の問題等もありますので、今後の様子を見ていきたいと考えています。

・ 会長

緊急災害時には広報車で回る、FMで流す、消防を通じての末端への連絡と、幾重に

も情報を伝えることが大事なことだと思います。

そのほかご質疑等ございますか？

・ 会長

情報についてはではないのですが、各市町村においても財政の厳しさが報道されておりますが、10年前と比べて町の財政状況はどうなっているのか？10年前が10とすると今は8とか、財政規模が10年前に比べて大きくなっているのか、むしろ少なくなっているのか？おおよその数字でいいのですが、お聞かせ頂けますか。

・ 事務局

10年前の数字は今申し上げられませんが、平成13年くらいが100億ちょっと超えていて、一番大きかったと思います。それから徐々に減少して、18年度は85億9千万円となっております。平成13年度以前も約100億くらいの単位、それ以前は90億程度の単位だったと思います。

・ 会長

税収はどうなっていますか？

・ 事務局

税収は歳入額の38～40%位だと思います。

・ 会長

そのほかございますか？

・ 副会長

これですべての条文の説明が終わったわけですが、この条例には、条例に違反した場合の罰則はないようですが？これについてはどうでしょうか？

・ 幹事

町には倫理規定があり、また、町を正常に運営していくための様々な条例があって、町政に不都合が生じることはないだろうと思います。

最近、玉村町経営改革大綱や経営改革実施計画が出されておりますが、これは、現在の財政状況の中で、計数的に町をどうしていくかというところに力点がおかれているのだろうと思います。

自治基本条例を制定する意義はなにかといいますと、やや倫理規定と同じように町の精神的な支柱という傾向が強いと考えるので、これにそぐわないときの罰則を設けるということではなく、全町民の目標として邁進していくということだと思います。

・ 会長

個別的には様々な計画等があるわけですから、基本条例のなかで具体的な細かいことまで決めていくものではないのかなと私も思います。

・ 幹事

私もそのように考えていたのですが、この前、〇〇先生のお話の中で、「今お互いに一致できる点で、どんどん書き込んでいった方がいいのではないか」という言い方をされていたのですが、今後、審議会でもっと広げていったほうがよければ、そういう方向もあり得るのかなと考えます。

・ 会長

毎回、審議会の意見については記録に留めてあります。今後、まだ数回審議会が予定されていますので、今後詰めていきますので、ほかにご意見がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか？それでは、条文の質疑について終了させていただきます。

それでは、議題3 その他について事務局お願いします。

・ 事務局

その他といたしまして①第3回審議会会議録の公開についてですが、毎回、審議会の議事録を町ホームページに公開していますが、先日お送りしました第3回審議会会議録については、先ほど訂正お願いした箇所を訂正して町ホームページに公開させていただきます。あわせて、第1回・2回の会議録は既に町ホームページにアップしておりますのでご覧下さい。

②番については、次回、第5回審議会の日程ですが、5月24日水曜日、午後1時30分から3階大会議室を予定しております。開催のお知らせについては今回の会議録とともにお送りいたします。

・ 幹事

事務局が変わったので、新しい委員名簿を次回会議までに用意して下さい。

・ 会長

分かりました。次回会議の席でみなさまにお配りいたします。

たいへんおつかれさまでした。次回もよろしくお願い致します。